

電気需給約款改定に関するお知らせ

安定供給維持費・カーボンフリー促進費の単価変更 および契約種別変更に関する条件変更

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、2026年4月1日付にて電気需給約款（高圧）の内容を改定し、その内容の一部を変更いたしました。当該約款の変更に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりましたので、その内容および適用時期等を改めて下記のとおりご案内申し上げます。本書はご契約お申込み時にお送りしている申込確認書及び重要事項説明書とともに、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。なお、既にご解約済みのお客さまが入れ違いで本書を受領された場合は、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

敬具

■変更の内容

1. 「安定供給維持費」および「カーボンフリー促進費」の金額の変更（附則第3条および第4条）

当社では、電力の長期的かつ安定的なサービス提供に向け、契約条件の適切な維持管理を行っております。その一環として、電力の安定供給の確保のために当社が負担する容量拠出金の相当額として「安定供給維持費」を、また、非化石電源比率の向上に必要な費用（非化石証書の調達等）の相当額として「カーボンフリー促進費」を、お客さまにご請求させていただいております。

このたび、当社が負担する容量拠出金および非化石電源比率の向上に必要な費用（非化石証書の調達等）の増加に伴い、これらに相当する「安定供給維持費」および「カーボンフリー促進費」の金額の見直しを行った結果、「2026年4月の検針日以降」にご使用いただく電気料金に適用される両費用の単価（税別）を以下のとおり改定いたしました。

安定供給維持費	変更前金額	変更後金額
契約電力1kWあたりに適用される単価	80.0 円/kW	140.0 円/kW

カーボンフリー促進費	変更前金額	変更後金額
電力量 1kWhあたりに適用される単価	0.1 円/kWh	0.2 円/kWh

2. 主契約の契約種別変更に関する条件の変更（第11条（契約種別）第2項）

改定前	2. 電力需給契約の契約期間中における主契約の契約種別の変更可否については、変更前の契
-----	---

約種別ごとに下表のとおりとする。但し、契約期間は引き継がないものとし、変更後の契約種別の契約期間は、当該変更日から起算するものとする。

変更前の契約種別	変更可否
高圧ダイレクトプラン	いつでも可能
高圧フラットプラン	支払繰延特約の適用による繰延金額及び繰延手数料について、それらが発生していない場合または発生後に電力需要者が全額の支払いを完了している場合に限り可能
高圧プロテクトプラン S	値引特約に定める各年度の終了時のみ可能
高圧ゆとりプラン S	当社が定める清算金（未請求分の電気料金等を含む全額）の支払いを完了した場合に限り可能

改定後

2. 電力需要者は、電力需給契約の契約期間が満了する 1 ヶ月前までに申し出ることにより、契約期間の満了に際し、当社の定める取扱いの範囲内で、主契約の契約種別を変更することができる。また、契約期間中における主契約の契約種別の変更については、当社が認めた場合を除き、行うことができないものとする。

本書変更に伴い、お客さまにご対応いただく事項はございません。

変更内容についてご不明点などがございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

■お問い合わせ先

高圧カスタマーセンター 0120-506-205（受付時間 10:00～18:00／定休日 土日・祝日・年末年始）